

平成18年 6月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 6 番 1 号
株式会社フライトシステムコンサルティング
代表取締役 片 山 圭一郎

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご明示のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6月28日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目 4 番 1 号
ウエスティンホテル東京 地下 1 階 楓
3. 目 的 事 項

報告事項 第19期（平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日まで）営業報告書報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 平成18年 3月31日現在貸借対照表、第19期（平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日まで）損益計算書および利益処分案承認の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

以 上

お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第 19 期 営 業 報 告 書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

- ・ 営業の概況
- 1. 営業の経過および成果
- (1) 全般的状況

地上デジタル放送や携帯・移動体向けデジタル放送（ワンセグ）の開始にともなう市場拡大により、売上高は順調に推移してきております。また当期ではデジタルシネマのシステム「Homage」を発表しこれまで蓄積して来た映像管理・映像再生に関するノウハウの新たな活用に挑戦致しました（平成17年11月8日発表）。

また当期は放送機器メーカー2社（株式会社山下電子設計、エレテックス株式会社）及び保守会社1社（株式会社ワイ・イー・シー・リサーチ）の株式を100%取得し、デジタル映像に関するハードウェアからソフトウェアまでを一括して開発、システム構築できるようにする布石を打ちました（平成17年11月1日発表、平成18年1月6日株式取得）。

また子会社とのシナジー効果を出すため、及び新規事業立上げのため、新たに事業企画室を発足させました。事業企画室では子会社管理の他、新規事業としてデジタルシネマのシステムの立上げのための「Homage推進プロジェクト」、及び電子政府関連のコンサルティングならびにシステム開発を行う「e-Japan推進プロジェクト」を立上げました。

こうした取り組みによる当期の業績は、売上高1,431百万円（前期比14.6%増）、営業利益32百万円（前期比27.8%減）、経常利益27百万円（前期比461.2%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

新株発行（ストックオプションの行使）により 29 百万円、短期借入金により 50 百万円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当期における主要な設備投資はありません。

(4) 会社が対処すべき課題

当社は、高度な専門性を維持しつつ着実な成長を遂げるために、特に下記の 3 点を重要課題として取り組んでおります。

プロジェクトのマネジメント強化と支援体制の構築

プロジェクトが従来と比べて大規模化しているため、プロジェクトマネジメント能力の向上が求められています。一方、設計や開発技法の更なる洗練と標準化を推進していくとともに、システムの稼働まで、または稼働後の保守運用までにおいて、プロジェクトで発生する課題に対して、予防的に密着型の支援体制を構築してまいります。

プロジェクトに共通の技術ノウハウの共有

高度化しているプロジェクトを成功に導くため、さらに中期的な技術優位性を確保するために、プロジェクトの横断的な技術ノウハウならびにナレッジの共有を進め、個人のノウハウから組織・会社のノウハウに変えてまいります。

プロフェッショナルとしての人材確保・育成および外部アライアンスの強化

プロジェクトの大規模化ならびに高度化に伴い、従来にも増して質の高い人材確保および育成が鍵となります。当社グループでは、メディアソリューション事業におけるコア技術と独創的なソリューションを追求することで、優秀な人材を積極的に引き付ける磁場を創造していきたいと考えております。

また、技術者の育成プランの推進等、スキルアップと適正な処遇・評価によるモチベーション向上のために諸施策を実行してまいります。さらにプロジェクトの局面に応じて適切な外部パートナー様がタイムリーに参画いただけるようにアライアンスの強化に取り組んでまいります。

2. 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期
	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
売 上 高 (千円)	607,245	1,260,024	1,249,635	1,431,998
経 常 利 益 (千円)	40,637	128,467	4,813	27,016
当 期 利 益 (千円)	21,286			
当 期 純 損 益 (千円)		67,107	15,645	24,744
1株当たり当期利益 (円)	11,215.09			
1株当たり当期純損益 (円)		27,880.19	1,790.54	2,462.40
総 資 産 (千円)	606,815	877,314	973,416	987,488
純 資 産 (千円)	210,006	355,083	724,570	751,164

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 平成15年3月6日付をもって1株を1.5株に分割しております。なお、第16期の1株当たり当期利益は、期首に株式分割が行われたものとして算出しております。また、平成16年7月30日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
3. 平成14年10月1日をもって、フューチャーソフト株式会社と合併しております。

・ 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

- ・ 画像、音声等マルチメディアコンテンツのデータベース管理システムの構築
- ・ 放送局における番組編成システムの構築
- ・ MPEG放送における編成系、EPG系、CA系、送出系システムの構築
- ・ インターネットサイトの構築
- ・ ネットワーク設計およびネットワーク構築
- ・ 各種サーバ構築、サーバ保守
- ・ クラスタサーバに関する提案、構築、保守
- ・ 各種システムコンサルティングサービス

2. 主要な事業所

- (1) 当社本社 東京都渋谷区恵比寿四丁目6番1号
(2) 当社SIセンター 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目1番10号

3. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 30,000株
(2) 発行済株式の総数 10,608株
(注) 当期において291個の新株予約権の行使があり、発行済株式の総数は873株増加し10,608株となりました。
(3) 株主数 1,252名
(4) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成 15 年 3 月 26 日	平成 16 年 6 月 24 日
新株予約権の数	270 個	70 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	810 株	210 株
新株予約権の発行価額	無償	無償

(5) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
片 山 圭 一 朗	2,753 株	25.96 %	株	%
松 本 隆 男	1,167 株	11.00 %	株	%
米 倉 憲 久	1,127 株	10.62 %	株	%
ア ス ト ロ デ ザ イ ン (株)	572 株	5.39 %	株	%
村 松 典 子	363 株	3.42 %	株	%
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 (株)	200 株	1.88 %	株	%
大 阪 証 券 金 融 (株)	177 株	1.66 %	株	%

(6) 自己株式の取得、処分等および保有

1. 取得した株式
該当事項はありません。
2. 処分した株式
該当事項はありません。
3. 失効手続をした株式
該当事項はありません。
4. 決算期において保有する株式
普通株式 2.4株

4. 従業員の状況

区 分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 子	74	3	36.0	7.1
女 子	9	2	32.1	5.1
合計又は平均	83	1	35.6	6.8

- (注) 1. 従業員には使用人兼務取締役および契約社員は含まれておりません。
2. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

5. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
エレテックス株式会社	69,750千円	100%	映像・放送機器の製造・販売
株式会社山下電子設計	90,000千円	100%	映像・放送機器の製造・販売
株式会社ワイ・イー・シー・リサーチ	10,000千円	100%	映像・放送機器の保守

(2) その他重要な企業結合の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Brekeke Software, Inc.	970千米ドル	26%	ソフトウェア製品の開発・販売

(3) 企業結合の経過

平成16年6月3日にBrekeke Software, Inc.に出資し、さらに平成17年10月21日付の第三者割当増資を引き受け、議決権比率が21%から26%となっております。また、平成18年1月6日付で、エレテックス株式会社、株式会社山下電子設計、株式会社ワイ・イー・シー・リサーチの株式を買取り、議決権比率100%の子会社となっております。

(4) 企業結合の結果

上記の重要な子会社3社と持分法適用会社1社を含めた企業集団において、当期の連結売上高は1,843百万円、当期純利益は8百万円となっております。

6. 主要な借入先

(単位：千円)

借入先名	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほ銀行	35,000		
株式会社三菱東京UFJ銀行	35,000		
株式会社三井住友銀行	50,000		

7. 取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当 ・ 主 な 職 業
代表取締役社長	片 山 圭 一 朗	
取 締 役	米 倉 憲 久	SI事業部担当
取 締 役	松 本 隆 男	管理部担当
取 締 役	村 松 典 子	プ°ラ'外&サ-ビス事業部担当
常 勤 監 査 役	笠 間 龍 雄	
監 査 役	大 島 や よ い	弁護士

8. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

貸借対照表

平成18年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	767,447	【流動負債】	206,324
現金及び預金	137,390	買掛金	76,193
売掛金	466,546	短期借入金	50,000
原材料	22,795	一年内返済予定の長期借入金	40,000
仕掛品	178	未払金	9,619
貯蔵品	581	未払費用	4,194
前払費用	38,316	未払法人税等	4,110
繰延税金資産	2,377	未払消費税等	7,637
短期貸付金	95,000	前受金	9,598
その他	7,855	預り金	4,572
貸倒引当金	3,592	その他	397
【固定資産】	220,041	【固定負債】	30,000
(有形固定資産)	(37,611)	長期借入金	30,000
建物	5,171	負債合計	236,324
車両及び運搬具	611	資 本 の 部	
工具器具及び備品	31,828	【資本金】	307,450
(無形固定資産)	(3,394)	【資本剰余金】	298,125
ソフトウェア	2,181	資本準備金	298,125
その他	1,213	【利益剰余金】	146,513
(投資その他の資産)	(179,034)	利益準備金	7,132
投資有価証券	135,742	任意積立金	69,367
長期前払費用	1,837	別途積立金	69,367
敷金及び保証金	37,361	当期末処分利益	70,014
その他	4,093	【自己株式】	925
資産合計	987,488	資本合計	751,164
		負債・資本合計	987,488

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
[経常損益の部]		
(営業損益の部)		
【営業収益】		
売上高		1,431,998
【営業費用】		
売上原価	974,347	
販売費及び一般管理費	425,348	1,399,696
営 業 利 益		32,302
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	79	
その他営業外収益	1,775	1,854
【営業外費用】		
支払利息	2,431	
新株発行費	1,455	
その他営業外費用	3,252	7,139
経 常 利 益		27,016
税引前当期純利益		27,016
法人税、住民税及び事業税	3,635	
法人税等調整額	1,363	2,272
当 期 純 利 益		24,744
前 期 繰 越 利 益		45,269
当 期 未 処 分 利 益		70,014

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び

関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原 材 料…………… 移動平均法による原価法

(2) 仕 掛 品…………… 個別法による原価法

(3) 貯 蔵 品…………… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物…………… 15年

車両及び運搬具…………… 2～6年

工具器具及び備品…………… 4～10年

(2) 無形固定資産…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

新 株 発 行 費…………… 支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(貸借対照表の注記)

有形固定資産の減価償却累計額 50,759千円

(損益計算書の注記)

1株当たり当期純利益 2,462円40銭

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益の額は24,744千円であります。また、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は10,049株であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税	915
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,462
その他	930
繰延税金資産小計	3,307
評価性引当額	930
繰延税金資産合計	2,377

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	13.0%
住民税均等割	3.0%
修正申告による納付額	6.0%
評価性引当額の減少	55.0%
その他	0.7%
税効果適用後の法人税等の負担率	8.4%

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
. 当 期 未 処 分 利 益		70,014,148
. 利 益 処 分 額 配当金(1株につき 2,800円)	29,695,680	
計		29,695,680
. 次 期 繰 越 利 益		40,318,468

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第19期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社からの営業報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は、認められません。
- (6) 子会社に関する職務も含め取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成18年5月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング

常勤監査役 笠 間 龍 雄 ㊞

監 査 役 大 島 やよい ㊞

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 議案および参考事項

第1号議案 平成18年3月31日現在貸借対照表、第19期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）損益計算書および利益処分案承認の件

本議案の内容は添付書類（9頁から13頁）に記載のとおりであります。

貸借対照表及び損益計算書の承認議案につきましては、当社取締役会は、その内容を適法かつ適正と判断して提出しております。また、監査役の意見につきましては、監査報告書（14頁）に記載のとおりであります。

当期の利益処分案につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当期の配当金につきましては、1株につき2,800円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款について所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、第4条（公告方法）を電子公告に変更するものであります。
- (2) 整備法76条4項の定めにより、当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることとなるため、当該規程第6条（株券の発行）の新設を行うものであります。
- (3) 招集地についての規制（商法233条）の廃止により、第12条（招集地）の新設を行うものであります。
- (4) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

- (5) 会社法 318 条 3 項の定めにより、第 17 条（議事録）に電磁的記録をもって議事録を作成する旨を加えるものであります。
- (6) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の書面決議が認められることに伴い、第 26 条（取締役会の決議の省略）の新設を行うものであります。
- (7) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、第 30 条（取締役の責任免除）、第 36 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、取締役の責任免除についての規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。
- (8) その他、会社法に基づき条文の整備および字句の修正ならびに条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>する</u>。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、30,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる</u>。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、30,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する</u>。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載<u>または</u>記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に<u>定める</u>ほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き、<u>その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第11条（<u>条文省略</u>）</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>第10条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>（<u>招集地</u>）</p> <p>第12条 <u>当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第13条 <u>現行どおり</u></p> <p>（<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>）</p> <p>第14条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め<u>ある</u>場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権</u>の3分の2以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、出席した議決権を行使<u>することができる株主の議決権の過半数をも</u>って行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をも</u>って行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を<u>代理人</u>として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、<u>当会社</u>の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>新 設</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 現行どおり</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>の終了の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終了の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された<u>取締役</u>の任期は、在任<u>取締役</u>の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選任</u>する。</p> <p>2 取締役会<u>の決議により</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>2 取締役会<u>は、その決議によって</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が<u>これを招集し、議長</u>となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 現行どおり</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる</u>ことができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を<u>もつ</u>て行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに押印する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>新 設</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>新 設</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>(監査役)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠者が就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(員数)</p> <p>第32条 現行どおり</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第30条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第31条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会にて、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
中原 信一郎 (昭和38年10月1日)	昭和61年4月 日本電気(株)入社 平成3年1月 マイクロソフト(株)入社 平成13年10月 同社コーポレート営業本部長 平成18年2月 (株)フライトシステムコンサルティング入社 平成18年3月 同社事業企画室室長(現在)	4株

以上

メ モ 欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

第19回定時株主總會会場ご案内図

会場 東京都目黒区三田一丁目4番1号
ウェスティンホテル東京 地下1階 楓
電話番号 03-5423-7000



(交通のご案内)

- J R : 山手線、埼京線 恵比寿駅東口下車
「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約5分
- 地下鉄 : 日比谷線 恵比寿駅下車
JR方面出口「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約10分